

カーボンニュートラル経営セミナー事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するカーボンニュートラル経営セミナー事業業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

カーボンニュートラル実現に向けた取組は世界的な潮流であり、県内企業はこの潮流に乗り遅れることなく速やかに対応することが急務となっている。このため、県内企業の経営者層に対して、脱炭素経営に具体的に取り組むために必要な知識や公的機関の支援施策、民間企業の取組等を広く伝え、経営におけるカーボンニュートラルへの取組に向けた意識変革を図るとともに、トップダウンによる速やかな行動変容を促すことで、県内企業の競争力強化と本県産業の力強い成長につなげる。

2 委託期間

契約締結日から令和9(2027)年3月26日(金)まで

3 委託料

(1) 6,651,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

(2) 委託料の支払は、原則として、事業完了後の精算払いとする。

(3) 対象経費

区分	内容
1. 人件費	本事業に直接従事する従業員等の人件費
2. 謝金	講師、専門家等の謝金
3. 旅費	従業員、専門家等の旅費
4. 使用料及び賃借料	施設使用料、リース料等
5. 印刷製本費	広告宣伝費、リーフレット作成費等
6. 雑役務費	補助員の人件費等
7. 委託費	県が特に認めるもの
8. その他	県が特に認めるもの
9. 一般管理費	1.～8.の合計の10%以内
10. 消費税及び地方消費税	1.～9.の合計の10%

(4) 対象とならない経費

① 備品購入費

② 設備費

ア 車両の購入経費

イ 施設の設備の改修経費

③ 不動産の購入経費

④ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

⑤ その他、事業との関連が認められない経費

4 業務内容

本仕様書に定めるもののほか、「カーボンニュートラル経営セミナー事業業務の委託に係る公募型プロポーザル実施要領」に基づき、次の業務を実施すること。

特に、県内中小企業の経営者層に対し、トップダウンによる速やかな行動変容を促すため、次の事業を実施する。

(1) セミナー

① 県内中小企業者に対するセミナーの企画及び登壇者の選定

- ・セミナーの企画にあつては、登壇内容・登壇者に関し、甲と調整のうえ企画決定すること。
- ・カーボンニュートラルを求められる背景や具体的取組、先進事例紹介のほか、本県のカーボンニュートラルの取組状況や中小企業の現状などを踏まえ、県内中小企業の経営戦略や地域産業の振興に資する内容となるよう検討すること。

② セミナーの募集対応及び事前準備

- ・セミナーの開催にあたり、県内企業への募集対応（募集及び受付取りまとめ等）を行うとともに、開催当日までの事前準備を行うこと。
- ・なお、県内企業への募集については、乙が自ら周知を行うほか、甲も各種会員企業への周知など、協力を行うこととする。

③ セミナーの開催及び当日の運営

ア 開催時期

- ・セミナーの開催時期は、原則として令和9（2027）年2月中・下旬とする。

イ 実施回数

- ・セミナーは、1回実施すること。

ウ 実施会場

- ・実施会場の手配は乙が行うこと。ただし、甲が有する県有施設等が使用できる場合は、甲と乙協議の上、甲が会場を手配することもできる。
- ・会場候補については、企画提案書に1会場以上記載すること。
- ・栃木県庁東館4階講堂も会場候補とすることができる。

エ 定員

- ・定員は、80名を目安とする。

オ セミナーの構成

- ・原則として、セミナーの構成は下記のとおりとする。ただし、本事業の目的達成の為に効果的と考えられる場合、乙は下記構成による企画提案を行った上で、独自の提案を追加することができる。

a 基調講演

- ・本事業の目的を達成し、かつ、効果的な集客の達成が期待できる講師による基調講演を実施すること。候補講師については、企画提案書に著名人候補者を複数名記載すること。

大手自動車メーカー、大手電機メーカー、大手化学メーカー、大手鉄鋼メーカー等に所属する経営層・専門家等を候補として挙げることもできる。

b 企業による事例発表

- ・栃木県内に拠点を有する中小企業等による、自社が取り組むカーボンニュートラル関連施策に関する事例発表を実施すること。

- ・事例発表を行う企業については、契約締結後、甲が提示する候補企業リストに基づき、甲と乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙は、企画提案書に事例発表を行う企業の候補を記載することができる。
 - ・事例発表を行う企業数は2社を原則とするが、甲と乙協議の上、甲は変更を認める場合がある。
- c 栃木県事業の紹介
- ・甲の各部局担当者によるカーボンニュートラル関連施策の紹介を行う時間を10分から20分程度設けること。各回で紹介する事業については、契約締結後、甲から乙に対して通知する。
 - ・a、b及びcの手配に係る謝金、交通費等全ての費用は乙の負担とする。なお、cについては、甲から乙へ謝金、交通費等の支払いを求めることはない。
 - ・a、bの候補者を企画提案書に記載する場合、候補者の講演実績・事例発表実績及び乙との関係性を記載すること。なお、講演実績・事例発表実績が無い場合には、本セミナーで講演・事例発表が可能と考える理由を記載すること。
 - ・セミナー開催の時間は、a、b及びcで合計1時間半から2時間程度とする。
- e その他運営に必要な業務
- ・a、b及びcに加え、事業効果を高めるための有益な提案があれば提案に加えること。
 - ・その他、運営に必要な業務を甲の指示に従い行うこと。

(2) 事例集

① 県内企業に対するヒアリングの実施

ア ヒアリング実施企業の選定（15社程度）

事例集に掲載し得る次の企業を選定すること。実際にヒアリングする企業については、乙の選定をもとに、甲乙協議の上決定する。

- ・県内中小企業
- ・業種は製造業（※1）

※1 製造業のみでヒアリング件数が埋まらない場合は、甲と乙協議の上で対象企業を選定する。

- ・栃木県の補助金を活用した企業

イ 選定企業へのヒアリングについて

- ・アで選定した企業に対し、補助金の活用についてヒアリングを行うこと。
- ・企業から許可が得られた場合は、話者や企業内部、機材、資料等を撮影すること。

ウ ヒアリング調査とりまとめ

- ・ヒアリングした内容をとりまとめ、報告書を作成すること。

② 事例集の作成

ア 仕様

用紙は次のとおりとするか、又はこれらに準じた紙質のものとする。

大きさ	A4
ページ数	15 ページ以上
紙質	マットコート紙
印刷方法	オフセットフルカラー
数量	500 部程度

イ 全体構成

乙から提案し、甲乙協議の上決定する。

③ デジタルブックの作成

事例集の内容をパソコンやスマートフォン、タブレットなどのデバイスで閲覧できるように、デジタルブックを作成すること。

④ 成果品

ア ヒアリング調査結果報告書（データ 1 部）

イ 事例集 500 部（100 部ごとに付箋等を貼付する等目印を付すこと）

ウ 事例集の PDF データ及びデジタルブックデータ

⑤ 納品日・場所

ア 納品日：令和 9（2027）年 3 月 26 日（金）

イ 納品場所：栃木県産業労働観光部産業政策課

5 留意事項

- (1) 県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存すること。
- (3) 委託業務における成果物の著作権は、甲に帰属するものとする。なお、契約期間終了後、甲が二次的著作物（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び 28 条に規定する権利）を無償で利用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。

6 実績報告書等の提出

- (1) 本業務完了後、乙は「業務実績報告書」（様式任意）を作成し、業務を完了した日から起算して 10 日以内に県に提出すること。
- (2) 甲は、必要がある場合は、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (3) 関係書類は 5 年間保存すること。また、甲の求めに応じ、乙は関係書類の提出を行うこと。
- (4) 受託者は、委託業務を行うにあたって、業務上知り得た秘密を漏らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託業務終了後もまた同様とする。
- (5) 事業実施のための個人情報及び情報セキュリティの取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

7 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方協議の上定めるものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽微な事項については、乙は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

※「甲」は栃木県を、「乙」は受託者を指す。

情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に関係する栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

(作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。
2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。
3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。
2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

(技術的安全管理措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1) アクセス制御
(2) アクセス者の識別と認証
(3) 外部からの不正アクセス等の防止
(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

(教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。
(1) 甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報
(2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

- (1) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報
 - (2) 甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
 - (3) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの
 - (4) 甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報
- 3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

- 2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。
- 3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。
 - (1) 法令に基づき提供が求められた場合
 - (2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同等以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合
- 4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

第11条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。
- 3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

- 2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録さ

れた資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第15条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第16条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第17条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第19条 第7条、第8条、第9条、第10条、第18条、第20条、第21条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第20条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

※「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。